

令和 5 年 1 1 月 1 日 1 4 時 0 0 分

近畿地方整備局 大和川河川事務所

大和川の河川空間の賑わいづくりに向けて！ (近畿地方整備局管内の直轄管理河川で初の指定事例)

～大和川河川敷で 11 月 1 日に都市・地域再生等利用区域を指定しました～

近畿地方整備局は、柏原市からの要望により、近畿地方整備局管内の直轄管理河川で初めてとなる、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定（河川のオープン化）を、令和 5 年 1 1 月 1 日付けで行いました。

今回の河川のオープン化により、大和川河川敷緑地公園等において民間事業者による店舗営業等が可能となるため、より一層河川区域が賑わい、地域の活性化につながることが期待されます。

柏原市では、河川のオープン化に向けて、令和 3 年以降、地域意見を調整する協議会を開催し、また、大和川の河川区域で社会実験イベントを計 1 6 回開催して約 5 万人の集客をするなど、地域の賑わいづくりに取り組んできたところです。

(添付資料)

(別紙 1) 河川のオープン化（都市・地域再生等利用区域）の指定（概要）

(別紙 2) 都市・地域再生等利用区域制度の概要

＜取扱い＞ -----

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、東大阪市政記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所



占用調整管理官 井谷 能之

占用調整課 課長 田中 千早

電話 (072) 971-1381 (代)

河川のオープン化（都市・地域再生等利用区域）の指定（概要）

別紙1

- 場所：大和川右岸 大和川河川敷緑地公園とその周辺区域（柏原市安堂地先）
- 指定日：令和5年11月1日
- 指定者：近畿地方整備局長（河川管理者）
- 占用者：柏原市（準則第二十二第4項第一号に掲げる者）



～区域指定の効果と今後の展開～

- 今回の区域指定を行うことにより、イベントのテントやステージ、飲食店などの移動販売車の設置など、民間事業者による店舗の営業が可能となります。
- 地域の拠点である大和川での賑わい倍増で多くの人が大和川周辺に集まることにより、地域の活性化につながると共に、大和川の水辺空間を活かしたまちづくりを目指します。



位置図



指定範囲

社会実験イベントの様子（令和5年5月）



飲食店の店舗



イベントのステージ



大勢の集客

概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、**平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し**、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、**営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能**としたもの。

⇒ 河川空間のオープン化



広島県 京橋川 水辺のオープンカフェ



大阪府 土佐堀川 飲食店の川テラス



愛知県 乙川 イベント空間

オープン化が適用される要件

- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること



埼玉県 荒川 バーベキュー場

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

占用主体は以下の3類型。(河川敷地占用許可準則第22第4項第1号～第3号)

第1号

準則第6に掲げる占用主体
→公共性、公益性を有する者(公的主体)

☆**占用施設を自ら使用するほか、
準則第25に基づき、占用者以外の者に施設を使用させることが可能**

(例)

市区町村、都市再生推進法人、
地方公共団体等で構成する河
川敷地の利用に関する団体等

第2号

営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で
構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると
認められたもの

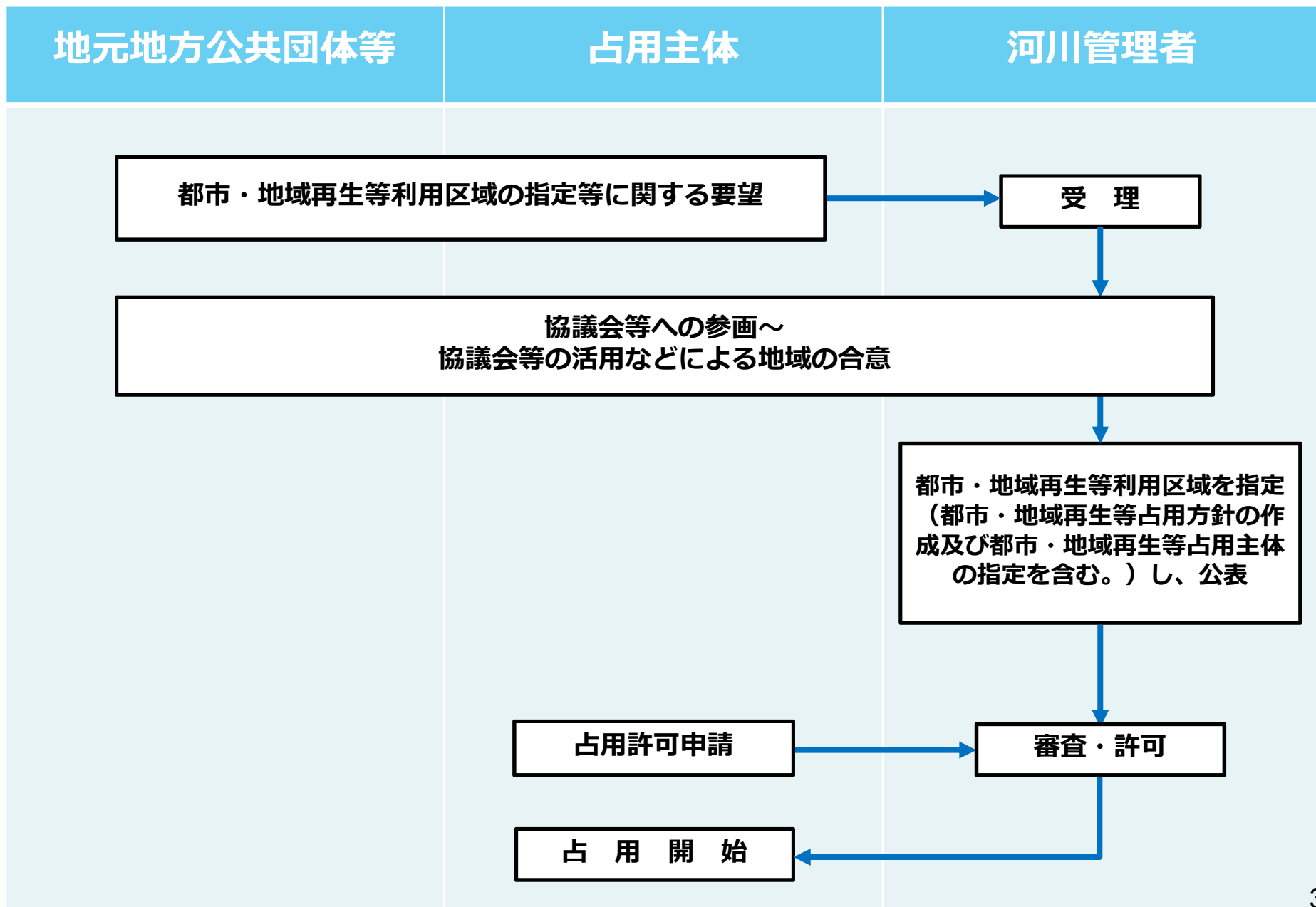
→協議会以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅
広い手法によることもできる

(例)

株式会社〇〇、有限会社〇〇、
地方公共団体等を含まない任
意団体 等

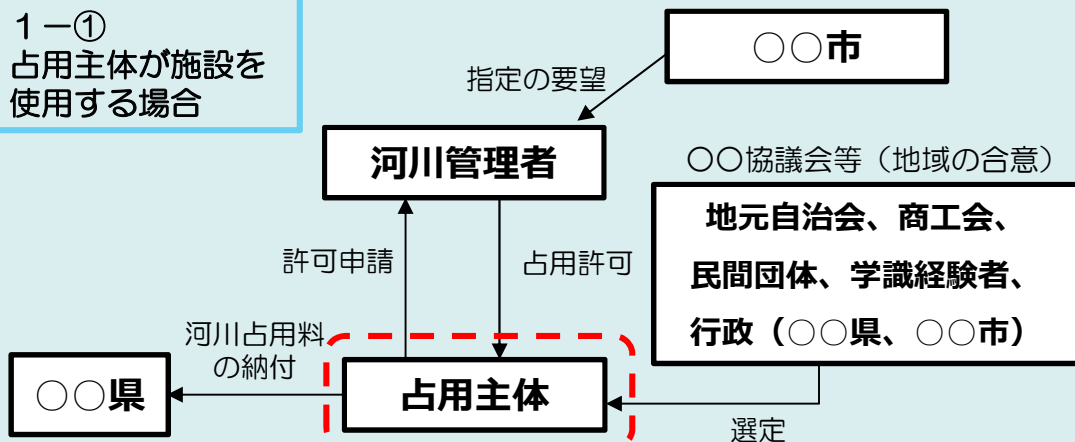
第3号

営業活動を行う事業者等
→河川管理者の判断により占用許可を行うもの
(ただし、事前に協議会等の場で地域の合意を図る。)

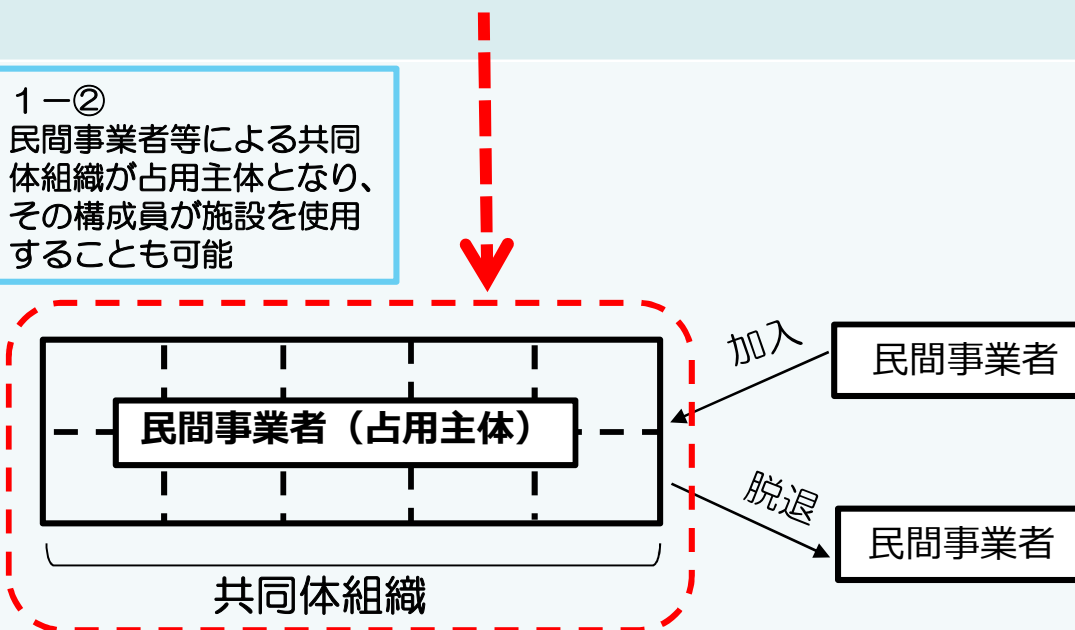


スキーム図(例)

1-①
占用主体が施設を
使用する場合



1-②
民間事業者等による共同
体組織が占用主体となり、
その構成員が施設を使用
することも可能



概要

- ・ 占用主体が自らイベント開催やオープンカフェ、キャンプ場やBBQ場の営業を行うスキーム。
- ・ 営業活動を行う事業者等であっても占用主体になることができる。

(占用主体第1号～第3号)

- ・ 民間事業者が占用主体となっている場合、他の民間事業者に施設を使用させることはできないが、共同体が組織として占用許可を受け、当該共同体の構成員が施設を使用することは可能。
- ・ 営業活動を行う民間事業者が共同体に加入・脱退することで民間事業者の変更が可能。

※ 河川管理者は共同体に対して、河川管理上の支障に関する指導監督を行う。共同体の加入・脱退や内部での指導監督の遵守は、共同体の規約により措置。

(占用主体第1号～第3号)